



# 質の向上Navi 令和3年10月発行号

～サービスの質の向上に役立つ情報をお届けします～

発行 世田谷区 保健福祉政策部 保健福祉政策課 電話5432-2605 FAX5432-3017

日ごろより、保健福祉サービスの質の向上へのご理解ご協力ありがとうございます。  
『質の向上Navi』は、保健福祉サービス事業者の皆様役に役立つ情報を発信しております。  
事業所内で掲示、回覧等をお願いします！

## ～ 虐待の防止と早期発見のために ～

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすことは、支援の有無に関わらず私たちの権利です。しかし、現実には家族や親族、福祉施設等の従業者などが、高齢者や障害者、児童などの人権を侵害する「虐待」が後を絶ちません。また、虐待を受けて辛くて不満があっても、立場上、声をあげられない方がいます。

現在、コロナ禍による社会や環境の変化、感染予防の観点から閉鎖的にならざるを得ず第三者の目が入りづらい、そして、長く続いている感染予防策の実施等により施設職員の方方も疲労が蓄積し、ストレスが溜まっている状況であると思われることから「虐待」が起きやすい状況下にあると考えられます。

今号では、「虐待」について特集します。虐待について再度意識するきっかけとしていただき、早期発見・早期対応に役立てていただきたいと思います。



### 1 虐待とは ～暴力だけが虐待ではありません！～

大きく4つに分けられますが、これらが重複して起きることが少なくありません。早期に発見し、早期に対応することが重要です。

#### 【身体的虐待】



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に閉め出す、意図的に子どもを病気にさせる など

#### 【ネグレクト】

##### （養育保護義務の拒否・怠慢）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

#### 【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

#### 【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など



- ◆虐待者となりうるのは
- ・家族や親族、同居人などの養護者
- ・福祉施設等の従業者

区ホームページのほか、東京都ホームページにも虐待に関係する情報が掲載されています。虐待チェックリストなども掲載されていますので参考にしてみてください。

東京都児童虐待防止公式ページ  
『東京OSEKKAH化計画』 → →



※オレンジリボンには、「児童虐待防止」のメッセージが込められています。

## 2 心あたりありませんか？

顕在化した虐待以外にも、放置することで蓄積・エスカレートし、虐待につながってしまう「不適切な保育」が存在する可能性があり、早期に発見し改善することが求められます。

- ◆虐待をしているという自覚がないが虐待的対応になっている
- ◆虐待をするつもりはなかったが、結果的に虐待になってしまった
- ◆虐待とは言い切れないが不適切なケア

子どもが何を求めているか知ろうとしていますか？楽しんでいると思ったら本当は嫌がっていたということもあります。中には嫌と感じていても意思表示できない子どももいるため注意が必要です！



泣き止まない子どもを、部屋に1人放置する

「好き嫌いはダメ！」と食べられないものを無理やり食べさせる

子どもを呼ぶときに、愛称や呼び捨てにする

「早くして！」と子どもの腕を引っ張る

「これしないで！」など威圧的口調・命令口調で話す



心あたりあるかも…

## 3 通報に関する法令

家族による虐待や保育施設等における虐待の事案が、家庭や施設の中で抱え込まれたり隠蔽されることなく、早期発見・早期対応をすることで利用者の人権を守るため、次のような法令が設けられています。

【児童虐待防止法、障害者虐待防止法、公益通報者保護法】

### ①通報は義務です！

虐待を見つけたら、速やかに区市町村に通報する義務があります。虐待かどうか証明する必要はありません。虐待を疑われる理由(状況)を伝えるだけで十分です。

### ②守秘義務違反にはあたりません！

虐待の通報の義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはなりません。虐待やその疑いを発見したら、ためらわずに通報・相談しましょう。

### ③不利益な扱いは禁止されています！

通報・相談者の氏名等、個人情報や施設や外部に明かすことはありません。秘密は保護されます。また、通報・相談を行ったことを理由に、解雇、降格、減給、退職の強要などの不利益な取扱いを受けないことが法に規定されています。

## 4 通報・相談先について

～気になることがあればまずご相談ください！～

### 【家族や親族同居人など養護者】

◆世田谷区児童虐待通告ダイヤル  
フリーダイヤル365日24時間対応  
子に やさしさ  
0120-52-8343



### ◆総合支所子ども家庭支援センター

○せたがや 03-5432-2915  
○きたざわ 03-6804-7525  
○たまがわ 03-3702-1189  
○きぬた 03-3482-1415  
○からすやま 03-3326-6155

### 【福祉施設などの従業員】

◆子ども家庭課  
○ほっとステイ、おでかけひろば等 03-5432-2569  
◆保育課  
○区立保育園 03-5432-2319  
◆保育認定・調整課  
○認可外保育施設 03-5432-2572  
◆保育運営・整備支援課  
○私立認可保育園 03-5432-2320  
○認定こども園 03-5432-2334

※なお、施設等で職員等の不適切な行為が発覚した場合には事故報告書の提出が必要です。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

事業所で受け付けた苦情は、世田谷区保健福祉サービス苦情取扱要綱に基づき、区（担当課）への報告について今後ご協力をお願いいたします！

◆詳しい説明や報告書様式のダウンロードは、区ホームページをご覧ください。（ページ番号：29537）  
世田谷区トップページ > 福祉健康 > 地域保健福祉 > 保健福祉サービスの質の向上 > 保健福祉サービス苦情・事故報告書  
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00029537.html>